［削る］

第六条　検査法施行令別表の五の項の外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　銃砲若しくはその他の装置であって、爆発物を発射し若しくは投下するもの（第十九号において「銃砲等」という。）若しくはこれらの附属品又はこれらの部分品であって、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（へに該当するものを除く。）

イ　口径二〇ミリメートル未満の滑腔銃又は口径一二・七ミリメートル以下の銃砲（滑腔銃を除く。）であって、次のいずれかに該当するもの

（一）小銃

（二）カービン銃

（三）回転式けん銃

（四）けん銃

（五）短機関銃

（六）機関銃

（七）滑腔銃であって、軍用に設計したもの、自動式のもの、半自動式のもの又はポンプアクション式のもの

（八）薬きょうのない弾薬を使用するもの（（一）から（七）までに掲げるものを除く。）

ロ　イに掲げるものの附属品であって、次のいずれかに該当するもの

（一）消音器

（二）特殊銃架

（三）給送弾装置

（四）照準具（電子的画像処理機能を有しない光学式のもの（その倍率が四倍以下のものに限る。）であって、軍用に設計されていないものを除く。）

（五）消炎器

ハ　イ及びロに掲げるもののために特に設計した部分品

ニ　口径二〇ミリメートル以上の滑腔銃、口径一二・七ミリメートルを超える銃砲（滑腔銃を除く。）若しくは投射装置又はこれらの附属品であって、次のいずれかに該当するもの

（一）次のいずれかに該当するもの

1　火砲
2　加農砲
3　りゅう弾砲
4　迫撃砲
5　対戦車火器
6　飛しょう体投射装置
7　軍用火炎放射器
8　小銃
9　無反動砲
10　滑腔銃
11　1から10までに掲げるもののための痕跡減少装置

（二）軍用に設計した煙幕、ガス若しくは照明弾の投射装置又は発生器（信号銃を除く。）

（三）照準具

（四）（一）に掲げるもののための銃架

ホ　ニに掲げるもののために特に設計した部分品（ニの（一）に掲げるものの部分品にあっては、液体燃料の装填用に特に設計した噴射装置、計量装置、貯蔵容器その他の部分品を含む。）

へ　次のいずれかに該当するもの

（一）イ及びニの（一）に掲げるもののうち、次のいずれかに該当するもの

1　昭和十三年より前に製造されたマスケット銃、小銃又はカービン銃

2　明治二十三年より前に製造されたマスケット銃、小銃又はカービン銃の複製品